

目次

第1章 総則	1 頁
第2章 委員会および部会	1 頁
第3章 小児血液・がん専門医認定の要件	2 頁
第4章 小児血液・がん専門医試験	3 頁
第5章 小児血液・がん専門医の認定	3 頁
第6章 小児血液・がん専門医資格更新	3 頁
第7章 小児血液・がん専門医資格の喪失・取り消し	3 頁
第8章 小児血液・がん指導医の認定	4 頁
第9章 小児血液・がん指導医資格更新の要件、資格の喪失・取り消し	4 頁
第10章 小児がん認定外科医の認定	5 頁
第11章 小児がん認定外科医資格更新	5 頁
第12章 小児がん認定外科医資格の喪失・取り消し	6 頁
第13章 小児血液・がん専門医研修施設の認定要件	6 頁
第14章 小児血液・がん専門医研修施設の資格更新、および資格の喪失・取り消し	7 頁
第15章 疑義・守秘・公示	7 頁
第16章 規則の改正、および訂正	8 頁
補則	8 頁
付則	8 頁

第1章 総則

第1条 日本小児血液・がん学会（以下本学会）は、小児血液疾患および小児がん領域に関する幅広い知識と十分な経験および錬磨された技能を備える優れた臨床医（以下これを小児血液・がん専門医〔以下専門医〕および小児がん認定外科医〔以下認定外科医〕と称する）を養成し、小児血液疾患および小児がんの子どもたちに質の高い専門医療を提供するために、本学会に専門医制度を設けるものである。

第2章 委員会および部会

第2条（委員会の設置）専門医制度の運営のために本学会に常設の専門医制度委員会（以下委員会）を設置する。

第3条（委員長および委員の選任） 委員会委員長（以下委員長）は、理事が担当し、理事長がこれを指名・委嘱する。委員長は若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。

第4条（委員長の職務）委員長は委員会を管掌し、委員会を招集して議長を務め、議事録を作成し理事会に報告する。

第5条（委員会） 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可非同数の場合は委員長が決するものとする。委員長が必要と認める場合、メール審議をもって委員会の議決に換えることができる。

第6条（委員の任期） 委員ならびに委員長の任期は2年とし、連続再任は2回（合計6年）までとする。

第7条（部会の設置） 委員会内に下記の3つの部会を置く。

1. 専門医・指導医資格審査部会
2. 専門医研修施設審査部会
3. 研修カリキュラム部会

第8条（部会長および部会員の選任）委員長は委員のなかから部会長各1名と部会員若干名を推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。部会長は必要に応じて若干名の部会員を学会員の中から追加推薦することができる。推薦された部会員は委員会、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第9条（専門医・指導医資格審査部会） 専門医・指導医資格審査部会は、専門医・小児血液・がん指導医（以下、指導医）・認定外科医の認定申請受付、試験問題の作成、認定試験および審査を行い、その結果を委員会に報告する。また専門医・指導医・認定外科医の資格更新を管掌する。

第10条（専門医研修施設審査部会） 専門医研修施設審査部会は、小児血液・がん専門医研修施設（以下、専門医研修施設）の認定申請受付、認定基準に基づく審査と研修計画の審査を行い、その結果を委員会に報告する。また専門医研修施設の認定更新を管掌する。本部会は必要に応じて専門医研修施設の監査を行う。

第11条（研修カリキュラム部会） 研修カリキュラム部会は専門医研修カリキュラム（以下、研修カリキュラム）の作成と改訂を行う。関連学術団体が行うセミナーについて教育セミナーとしての認定審査を行う。

第12条（会員の傍聴） 会員が委員会および部会の傍聴を希望する場合は、委員長または部会長の判断により、会員の傍聴を認めることができる。

第3章 小児血液・がん専門医認定の要件

第13条（小児血液・がん専門医認定申請の要件） 小児血液・がん専門医の認定を申請する者は、次の各項の条件を全て満たさなければならない。

- 1.（基本領域の専門医）小児科専門医であること。
- 2.（がん治療認定医）日本がん治療認定医機構がん治療認定医（以下、がん治療認定医）、または日本血液学会血液専門医（以下、血液専門医）であること。
- 3.（会員歴）申請時において継続して3年間以上本学会会員であり、会費を完納していること。
- 4.（臨床経験年数）卒後初期研修修了後5年以上小児血液および小児がんを含む小児科臨床に携わっていること。
- 5.（研修期間）24か月以上本学会の専門医研修施設に所属し、定められた研修カリキュラムを修了していること。
- 6.（臨床経験）研修カリキュラムに定める疾患群と症例数（日本小児血液・がん学会専門医制度施行細則（以下、細則）第8条）の臨床経験を有すること。
- 7.（研修実績）細則第6条に定める学会・教育セミナーに出席し、細則第5条に定める研修単位数を満たすこと。
- 8.（学術業績）細則第5条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
- 9.（申請料）細則第10条に定める申請料を期日までに納めること。

第14条（血液専門医資格の取り扱い） 日本血液学会が認定する血液専門医の資格を有する者は、本学会の専門医研修施設において、小児血液および小児がんの臨床に専ら従事し、定められた研修カリキュラムを修了していることを前提として、研修期間と経験症例および血液学に関する試験の重複項目が免除される。

第4章 小児血液・がん専門医試験

第15条（小児血液・がん専門医試験） 試験の詳細については細則で定める。

1. 試験は年に1回施行する。
2. 試験は筆記試験および口頭試問とし、小児血液・がん専門医として十分な知識、技術を有していることを問う問題に回答を求める。

第5章 小児血液・がん専門医の認定

第16条（専門医資格の審査） 委員会は、専門医・指導医資格審査部会にて申請者の申請書類および専門医試験の採点結果をもとに合否を判定し、合格者を専門医として理事会に推薦する。

第17条（認定料の納付、および、認定証の交付） 理事会は委員会により推薦された者に対し専門医として承認を与える。理事長は申請者に合否を通知し、合格者には細則第10条に定める認定料が期限までに学会に振り込まれたことを確認した後、専門医認定証を交付する。ただし、正当な理由がなく、合格通知後3か月以内に納付されない場合は、取得資格を喪失する。

第18条（認定期間） 認定期間は5年間とする。

第6章 小児血液・がん専門医資格更新

第19条（専門医資格の更新要件） 小児血液・がん専門医の資格更新にあたっては、以下の更新条件を満たさなければならない。資格更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 直近の5年間に小児血液・がん専門医として、細則第12条に定める臨床経験を有していること。直近の5年間に細則第11条に定める研修実績があること。
2. 直近の5年間に細則第11条に定める学術業績があること。
3. 学会年会費を完納していること。
4. 細則第10条に定める更新料を期日までに納めること。

第20条（更新認定と認定証の交付） 専門医・指導医資格審査部会において細則第11条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて専門医資格更新の可否を判定し、専門医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し専門医資格更新の承認を与える。理事長は専門医更新認定証を交付する。

第7章 小児血液・がん専門医資格の喪失・取り消し

第21条（資格の喪失） 専門医は次の場合資格を喪失する。

1. 本人から辞退届けが提出された場合
2. 本学会を退会した場合
3. 医師資格を喪失した場合
4. 小児科専門医の資格を喪失した場合
5. 血液専門医の資格、あるいは、がん治療認定医の資格を喪失し、両者の資格をともに有しなくなった場合
6. 申請書類の資格要件の記載に虚偽が認められた場合（委員会の審査を経る）
7. 専門医更新手続きを行わなかった場合

第22条（資格の取り消し） 理事長は、本学会専門医として看過できない行為があった者に対して、委員会と理事会において公平な審査を行った後、専門医資格を取り消すことができる。

第8章 小児血液・がん指導医の認定

第23条（指導医の認定要件） 本学会は専門医を育成するために小児血液疾患および小児がん領域に関する十分な学識と経験を有し、以下の要件をすべて満たす者を指導医として認定する。ただし、専門医制度発足時においては、付則に定める小児血液・がん暫定指導医（以下、暫定指導医）を認定する。

1. 申請時点において5年以上小児血液・がん専門医であること。
2. 通算8年以上の本学会会員歴があり、10年以上の小児血液および小児がん臨床および研究の経験を有すること。
3. 細則第14条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
4. 学会年会費を完納していること。

第24条（領域指導医の認定要件） 本学会は専門医を育成するために小児科、小児外科以外の領域で小児がん領域に関する十分な学識と経験を有し、以下の要件をすべて満たす者を領域指定した領域指導医として認定する。

1. 基盤学会または関連学会の専門医であること。
2. 3年以上の本学会の会員歴があること。
3. 細則第14条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
4. 学会年会費を完納していること。

第25条（指導医認定の審査） 委員会は、専門医・指導医資格審査部会にて第23条、第24条の規定に基づいて申請者の書類審査を行い、その結果をもとに判定し指導医を理事会に推薦する。

第26条（指導医認定証の交付） 理事会は委員会により推薦された者に対し指導医として承認を与える。理事長は申請者に指導医認定証を交付する。

第27条（指導医認定期間） 認定期間は5年間とする。

第9章 小児血液・がん指導医資格更新の要件、資格喪失・取り消し

第28条（指導医資格更新の要件） 指導医資格更新には、以下の要件をすべて満たすものとする。指導医資格の更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 更新申請時点において小児血液・がん専門医であること。
2. 細則第14条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
3. 学会年会費を完納していること

第29条（更新認定と認定証の交付） 専門医・指導医資格審査部会において細則第15条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて指導医資格更新の可否を判定し、指導医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し指導医資格更新の承認を与える。理事長は指導医更新認定証を交付する。

第30条（指導医資格の喪失） 指導医は次の場合資格を喪失する。

1. 本人から辞退届けが提出された場合
2. 本学会を退会した場合
3. 医師資格を喪失した場合
4. 小児血液・がん専門医の資格を喪失した場合
5. 申請書類の資格要件の記載に虚偽が認められた場合（委員会の審査を経る）

6. 指導医更新手続きを行わなかった場合

第31条（指導医資格の取り消し） 本学会指導医として看過できない行為があった者は委員会と理事会において公平な審査を行った後、議決により指導医資格を取り消すことができる。

第10章 小児がん認定外科医の認定

第32条（小児がん認定外科医認定申請の要件） 小児がん認定外科医の認定を申請する者は、次の各項の条件を全て満たさなければならない。

- 1.（基本領域の専門医）日本外科学会外科専門医（以下、外科専門医）であること。
- 2.（サブスペシャリティの専門医）日本小児外科学会小児外科専門医（以下、小児外科専門医）であること。
- 3.（がん治療認定医）がん治療認定医であること。（暫定教育医を含む）
- 4.（会員歴）申請時において継続して3年間以上本学会会員であり、会費を完納していること。
- 5.（臨床経験）細則第17条に定める小児がん症例の手術経験を有すること。
- 6.（研修実績）細則第6条に定める学会・教育セミナーに出席し、細則第16条に定める研修単位数を満たすこと。
- 7.（学術業績）細則第16条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
- 8.（申請料）細則第10条に定める申請料を期日までに納めること。

第33条（小児がん認定外科医認定の審査） 委員会は、専門医・指導医・認定外科医資格審査部会にて申請者の申請書類をもとに可否を判定し、合格者を小児がん認定外科医として理事会に推薦する。

第34条（認定料の納付、および、認定証の交付） 理事会は委員会により推薦された者に対し小児がん認定外科医として承認を与える。理事長は申請者に可否を通知し、合格者には細則第10条に定める認定料が期限までに学会に振り込まれたことを確認した後、小児がん認定外科医認定証を交付する。ただし、正当な理由がなく、合格通知後3か月以内に納付されない場合は、取得資格を喪失する。

第35条（認定期間） 認定期間は5年間とする。

第11章 小児がん認定外科医資格更新

第36条（小児がん認定外科医資格の更新要件） 小児がん認定外科医の資格更新にあたっては、以下の更新条件を満たさなければならない。資格更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 直近の5年間に小児がん認定外科医として、細則第19条に定める小児がん症例に関する手術を経験していること
2. 直近の5年間に細則第18条に定める研修実績があること。
3. 直近の5年間に細則第18条に定める学術業績があること。
4. 学会年会費を完納していること。
5. 細則第10条に定める申請料を期日までに納めること。

第37条（更新認定と認定証の交付） 専門医・指導医資格審査部会において細則第18条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて小児がん認定外科医資格更新の可否を判定し、小児がん認定外科医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し小児がん認定外科医資格更新の承認を与える。理事長は小児がん認定外科医更新認定証を交付する。

第12章 小児がん認定外科医資格の喪失・取り消し

第38条（資格の喪失） 専門医は次の場合資格を喪失する。

1. 本人から辞退届けが提出された場合
2. 本学会を退会した場合
3. 医師資格を喪失した場合
4. 小児外科専門医の資格を喪失した場合
5. がん治療認定医の資格を喪失した場合
6. 申請書類の資格要件の記載に虚偽が認められた場合（委員会の審査を経る）
7. 小児がん認定外科医資格更新手続きを行わなかった場合

第39条（資格の取り消し） 理事長は、本学会認定外科医として看過できない行為があった者に対して、委員会と理事会において公平な審査を行った後、小児がん認定外科医資格を取り消すことができる。

第13章 小児血液・がん専門医研修施設の認定要件

第40条（専門医研修施設の要件） 専門医研修施設の要件を以下のように定める。ただし、協力可とは、予め登録された診療協力施設と協力して満たすことができるものとする。診療協力施設は、専門医研修施設であることを問わない。診療協力施設の登録にあたっては、予め当該施設長の了解を得なければならない。ただし、専門医研修施設の暫定認定要件を付則に定めるものとする。

1. 小児血液・がん指導医（暫定指導医、みなし指導医を含む）1名以上が常勤で勤務していること。
2. 小児がん認定外科医が常勤で勤務していること。
3. 日本医学放射線学会放射線診断専門医または放射線治療専門医が常勤で勤務していること。放射線治療が自施設、または、診療協力施設でできること。
4. 日本病理学会病理専門医が常勤で勤務していること。
5. 自施設、または、診療協力施設が公益財団法人日本骨髄バンクまたはさい帯血バンク登録施設であること。
6. 直近の3年間に細則第22条に示す診療実績があること。
7. 診療実績に示す初発症例は本学会の小児がん全数把握登録事業または小児血液疾患登録事業に登録されていること。移植症例については造血細胞移植登録一元管理プログラム（TRUMP）に登録されていること。
8. 本学会が定める研修カリキュラム作成要項に基づいて研修カリキュラムが作成され公表されていること。自施設で完結しない項目については、他の専門医研修認定施設と連携して補完し、全ての研修カリキュラムを満たすこと。
9. 院内倫理審査委員会が開催され、同委員会により承認された臨床試験に参加していること。
10. 院内の関連部門が参加する小児がんカンファレンスまたはこれに準じるものが定期的開催され、会議録が保存されていること。
11. 緩和ケアチームが活動していること。
12. 保育士またはチャイルドライフスペシャリスト等による子ども療養支援体制、および、院内学級または訪問教師による教育支援体制があること。家族の長期滞在施設またはこれに準じる設備が利用できることが望ましい。

第41条（専門医研修施設審査） 専門医研修施設審査部会において専門医研修施設の審査を行う。委員会はその結果を理事会に報告し、理事会は委員会により推薦された施設の認定を承認する。

第42条（認定証の交付） 理事長は、第40条に基づき認定を承認された施設に対し、専門医研修施設認定証を交付する。

第43条（認定期間） 認定期間は5年間とする。ただし、認定期間中に第40条の要件のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

第14章 小児血液・がん研修施設の資格更新、および資格の喪失・取り消し

第44条（更新の要件） 専門医研修施設の資格更新にあたっては、第40条に示す専門医研修施設の要件をすべて満たさなければならない。資格更新は、5年ごとに行うものとする。

第45条（更新と認定証の交付） 専門医研修施設審査部会において第40条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて研修施設更新の可否を判定し、研修施設更新施設を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された施設に対し研修施設更新の承認を与える。理事長は、専門医研修施設更新認定証を交付する。

第46条（研修施設資格の喪失） 以下の項目に該当する場合は研修施設資格を喪失する。

1. 研修施設要件を満たさなくなつて12か月経過した場合。
2. 施設が認定を辞退した場合。
3. 資格の更新手続きを行わなかった場合。

第47条（資格の取り消し） 本学会認定研修施設として不適当と認めた場合は委員会と理事会において公平な審査を行った後、議決により資格を取り消すことができる。

第15章 疑義・守秘・公示

第48条（疑義） 認定および資格取消しに関する疑義は、書面をもって理事長に行なうものとする。理事長は委員会の議を経て6か月以内に書面をもってその結果を回答しなければならない。

2. 資格の取消しにあたっては、当該人または施設に弁明の機会を与えなければならない。

第49条（守秘） 本学会は申請書および報告書の内容について、その秘密を守る義務を負うものとする。

2. 提出された申請書、報告書およびその複写は学会がこれらを保管するものとする。
3. 書類の複写は、審査の目的に限るものとし、複写はその年度の一連番号を付し、使用後は回収しなければならない。
4. 関係者は、職務上知り得たこれらの書類の内容を他に洩らしてはならない。

第50条（公開） 申請書および報告書の内容の公開は、統計の形式に限るものとし、本学会機関誌に掲載するものとする。

2. 会員は学術研究の目的で内容の公開を求めることができる。
3. 統計の実施と内容は、その都度理事会の審議決定を経なければならない。

第51条（公示） 本学会は下記の項目について決定した場合は、速やかに本学会機関誌およびホームページに公表する。

1. 委員会委員の氏名および所属施設
2. 専門医研修認定施設の施設名および所在地
3. 指導医・暫定指導医の氏名、および所属施設
4. 専門医の氏名および所属施設

5. 小児がん認定外科医の氏名および所属施設

第16章 規則の改正または改訂

第52条（規則の改正） 本規則の改正には理事会、総会の承認を得るものとする。

2. 本規則の軽微な訂正や基本的内容に関わらない追加は理事会の承認を得るものとする。

補則

1. 本規則の施行に伴う施行細則を別途定める。
2. 施行細則の改正は委員会が起案し理事会の承認を受ける。
3. 本規則の施行に関して、委員会及び理事会によって決定された事項は、本学会ホームページや本学会機関誌などに掲載し公開する。

付則

1. 本規則は、平成23年4月1日より施行する。
2. 本学会開始時の学会員歴条件は旧日本小児血液学会または旧日本小児がん学会の会員歴を認めるものとする。
3. （暫定指導医の認定） 本規則施行日から2年間に限り、本学会は専門医を育成するために小児血液疾患および小児がん領域に関する十分な学識と経験を有し、以下の要件をすべて満たす者を暫定指導医として認定する。
 - 1) 基本領域の学会の専門医であること。
 - 2) 通算8年以上の旧日本小児血液学会または旧日本小児がん学会の会員歴があり、10年以上の小児血液および小児がん臨床および研究の経験を有すること。
 - 3) がん治療認定医（暫定教育医を含む）、または、血液専門医であること。
 - 4) 細則第12条に定める臨床経験を有していること。
 - 5) 細則第14条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
 - 6) 細則付則3に定める申請料を期日までに納入できること。
4. （暫定指導医の認定申請） 暫定指導医の認定を受けようとする者は、申請料を期日までに納入し、細則付則4に定める書類を委員会宛に提出する。
5. （暫定指導医資格の審査） 委員会は、専門医・指導医資格審査部会にて付則4の規定に基づいて申請者の書類審査を行い、その結果をもとに判定し暫定指導医を理事会に推薦する。
6. （認定料の納付、および、認定証の交付） 理事会は委員会により推薦された者に対し暫定指導医として承認を与える。理事長は申請者に可否を通知し、合格者には細則付則3に定める認定料が期限までに学会に振り込まれたことを確認した後、暫定指導医認定証を交付する。ただし、正当な理由がなく、合格通知後3か月以内に納付されない場合は、取得資格を喪失する。
7. （暫定指導医の認定期間と更新） 暫定指導医の認定期間は10年間とし、更新はしない。
8. （暫定指導医から指導医への移行） 暫定指導医は、認定期間内に専門医に合格することで指導医になることができるものとする。その際、認定料は免除されるものとする。
9. （暫定指導医が専門医・指導医となるための要件）
 - 1) 暫定指導医であること（暫定指導医である年限を問わない）。
 - 2) 小児科専門医であること。
 - 3) がん治療認定医、または血液専門医であること。
 - 4) 学会年会費を完納していること。
 - 5) 細則第12条に定める臨床経験を有していること。

- 6) 細則第6条に定める学会・教育セミナーに出席し、細則付則5に定める研修単位数を満たすこと。
 - 7) 細則第15条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
 - 8) 細則第10条に定める申請料を期日までに納めること。
 - 9) 本学会が行う専門医試験に合格すること。
10. (暫定指導医資格の喪失) 暫定指導医は次の場合資格を喪失する。
 - 1) 本人から辞退届けが提出された場合
 - 2) 本学会を退会した場合
 - 3) 医師資格を喪失した場合
 - 4) 申請書類の資格要件の記載に虚偽が認められた場合(委員会の審査を経る)
 11. (暫定指導医資格の取り消し) 本学会指導医として看過できない行為があった者は委員会と理事会において公平な審査を行った後、議決により暫定指導医資格を取り消すことができる。
 12. (専門医研修施設の暫定認定要件) 本規則施行日から10年間を目途に、規則第40条に定める専門医研修施設の要件の2項から4項については、以下をもって専門医研修施設の認定要件を満たすものとする。
 - 1) 小児がん認定外科医は小児外科専門医で可とする。また、常勤でなく、非常勤または診療協力施設でも可とする
 - 2) 日本医学放射線学会放射線診断専門医または放射線治療専門医は、常勤でなく、非常勤または診療協力施設でも可とする。
 - 3) 日本病理学会病理専門医は、非常勤でも可とする。
 13. (みなし指導医の認定要件)
 - 1) 小児血液・がん専門医研修施設において、全ての指導医あるいは暫定指導医が常勤で勤務しなくなり、その後1年以内に新たな指導医あるいは暫定指導医が常勤で勤務できないことにより小児血液・がん専門医研修施設認定の更新が不可能な場合、当該施設から1名に限り下記付則15.2)-4)を満たす者を申請できる。
 - 2) 申請時において小児血液・がん専門医であること。
 - 3) 申請時において当該施設に常勤で勤務していること。
 - 4) 申請時において学会年会費を完納していること。
 - 5) みなし指導医が常勤で勤務しなくなった場合、付則15.2)-4)を満たす別の者を新たなみなし指導医として連続して申請することができる。ただし、その場合は申請時において、当該施設が最初のみなし指導医を申請してから5年以内であること。
 14. (みなし指導医の申請期間) みなし指導医の申請は、必要時に可能とする。
 15. (みなし指導医審査) 委員会は、専門医・指導医資格審査部会において規則・付則15に基づいて申請者の審査を行い、その結果をもとに判定し、みなし指導医を理事会推薦する。理事会は委員会により推薦されたみなし指導医の認定を承認する。認定されたみなし指導医は、規則第40条(研修施設の認定要件)の1の小児血液・がん指導医あるいは暫定指導医と同等の要件として認定される。
 16. (みなし指導医認定証の交付) 理事長は規則・付則17に基づき認定を承認された者・施設に対し、みなし指導医認定証を交付する。
 17. (みなし指導医資格の発効) 承認されたみなし指導医の資格は、申請年度の4月1日付で発効する。
 18. (みなし指導医の認定期間)
 - 1) 認定期間は、みなし指導医が小児血液・がん専門医に認定されてから5年が経過するまで、または小児血液・がん指導医資格を取得するまでとする。認定期間中に規則・付則15の要件のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
 - 2) みなし指導医の認定期間後の資格更新は行わないものとする。
 19. (みなし指導医資格の喪失) 以下の項目に該当する場合は、みなし指導医資格を喪失する。
 - 1) みなし指導医認定要件を満たさなくなった場合。
 - 2) みなし指導医が小児血液・がん専門医に認定されてから5年が経過した場合。

3) みなし指導医が小児血液・がん指導医に認定された場合。

4) 施設が認定を辞退した場合。

20. (みなし指導医資格の取り消し) 本学会認定みなし指導医として不適当と認めた場合は委員会と理事会において公平な審査を行った後、議決により資格を取り消すことができる。

21. 2022年度より緩和ケア研修会 (CLIC) 受講歴を小児血液・がん専門医認定申請および資格更新のための必須条件とする。

22. 本規則は、5年ごとに見直すものとする。

23. 本規則は平成27年11月28日より改正する。

24. 本規則は平成28年6月25日より改正する。

25. 本規則は平成29年11月10日より改正する。